

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（警察本部人身安全対策課）

一 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）の施行を踏まえ、つきまとい行為等の規制を強化する改正を行う。

二 内容

- (一) つきまとい行為等の規制場所に、「相手方が現に所在する場所」（例 相手方がスポーツ観戦のために訪れていたグラウンド）を追加する。
- (二) つきまとい行為等の規制行為に、「相手方に拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送付する行為」を追加する。
- (三) つきまとい行為等の規制行為の種類として、次を追加する。
 - ア 相手方の承諾なく、相手方の所持する位置情報記録・送信装置（例 GPS 機器）に係る位置情報を取得する行為
 - イ 相手方の承諾なく、相手方の所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けるなどの行為

三 施行期日

公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。